

## 遺言公正証書（案）

本公証人は、遺言者〇〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、同〇〇〇の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、その有する次の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（生年月日生）に相続させる。

### 記

1 第2条2及び第3条に記載する預貯金を除く〇〇銀行〇〇支店定期預金、口座名義〇〇〇〇 円

2 第2条2及び第3条に記載する預貯金を除くその他の財産の全部

第2条 遺言者は、次の財産を、遺言者の長女〇〇〇〇（生年月日生）に相続させる。

#### 1 不動産

##### ① 土地

不動産番号

所在 岡山市北区 町 番地

地番

地目 宅地

地積 平方メートル

##### ② 建物

不動産番号

所在 岡山市北区 町 番

家屋番号

種類 居宅

構造

床面積 平方メートル

#### 2 預金

定期預金

〇〇銀行 〇〇支店 口座名義〇〇 円

第3条 遺言者は、一般社団法人ピアサポート仲よし（以下、「ピアサポート」という。）に次の財産を遺贈する。

〇〇銀行〇〇支店普通預金、口座名義〇〇 円

〇〇銀行〇〇支店定期預金、口座名義〇〇 円

2 受遺者ピアサポートは、上記遺贈を受けた負担として遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日 生）の小遣いを含む生活費・余暇費用、住居の維持費用、医療費、施設利用費、介護費用などの各種費用の支払いを負担し、身上監護（以下「負担義務」という）を行うものとする。

3 遺言者の相続人は、前項の負担義務をピアサポートが履行しない場合は、第1項の財産を直ちに、相続人に帰属させることができる。

第4条 受遺者の負担する義務は、遺言者の妻〇〇〇〇及び長男〇〇〇〇〇が死亡し、両名の葬儀埋葬費用が支払い済みまでとする。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 岡山市北区広瀬町 10 番 30 号

名称 一般社団法人ピアサポート仲よし

代表理事 五藤榮一

設立年月日 令和5年 6月 6日

第6条 ピアサポートの負担義務遂行に対する報酬は、ピアサポートの会費・報酬規程で定めるサポート会費相当額とし、毎月この金額を、管理受託財産から、ピアサポートの固有財産へ移動させるものとする。

第7条 受益者死亡後 1 年以内に、この負担義務は終了するものとし、負担義務に要した費用及び葬式・供養・骨収め等の費用を支払った後の残余の遺贈財産は、受益者の兄弟姉妹及びその直系親族の生存者に均等に帰属させる。この該当者がいないときは、残りの財産は、ピアサポートに帰属させる。

本旨外要件

住 所

職 業

遺言者

署 名 〇〇〇〇〇

昭和 年 月 日 生